



議案第四十四号

三朝町良業後継者養成奨学金給付条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町良業後継者養成奨学金給付条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会
の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾参年参月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学金給付条例（昭和四十一年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第四条中「農業高等学校」の下に「又は農業経営大学校」を加える。

第六条第一項第一号中「高等学校」の下に「又は大学校」を加える。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。